

○三条市制限付一般競争入札実施要綱

平成17年5月1日

告示第8号

改正 平成18年8月22日告示第147号

平成19年4月12日告示第89号

平成21年3月31日告示第83号

平成23年11月8日告示第487号

平成24年4月1日告示第277号

平成29年10月12日告示第383号

令和7年3月31日告示第117号

(目的)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事の請負契約に係る制限付一般競争入札（入札参加資格に一定の制限を加え、当該参加資格を有する者による一般競争入札をいう。以下同じ。）の実施に関し必要な事項を定めることにより、入札の競争性及び透明性の向上に資することを目的とする。

(対象工事)

第2条 制限付一般競争入札の対象となる工事は、次に掲げる工種の工事で予定価格が200万円を超えるもの（以下「対象工事」という。）とする。ただし、災害等の緊急工事、関連・附帯工事及び特別な事由のある工事については、この限りでない。

- (1) 土木一式工事
- (2) 建築一式工事
- (3) 電気工事
- (4) 管工事
- (5) 舗装工事
- (6) 造園工事
- (7) その他市長が特に必要と認めた工事

(入札参加資格等)

第3条 制限付一般競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしていなければならない。

- (1) 三条市建設工事入札参加資格審査規程（平成17年三条市告示第4号）に基づいて対象工事の工種に係る入札参加資格名簿に登録されている者で、かつ、別表に定める区分

に該当すること。ただし、災害等の緊急工事、関連・附帯工事及び特別な事由のある工事については、別表に定める区分に該当することを要しない。

- (2) 対象工事に建設業法（昭和24年法律第100号）第26条に定める技術者及び現場代理人等必要な人員を配置できること。
- (3) 三条市建設工事請負業者等指名停止措置要領（平成17年5月1日）に基づいて、指名停止の措置を受けた者にあつては、当該指名停止の期間を経過していること。
- (4) 三条市建設請負工事成績評定実施要領（平成17年5月1日）に基づいて、対象工事の工事成績評定においてE評価を受けた者又は過去2年以内の対象工事の工事成績評定においてD評価若しくはE評価を受けた者で新たに対象工事の工事成績評定においてD評価を受けたものにあつては、当該対象工事の工事成績評定を通知した日から起算し6月を経過していること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、市長が当該対象工事に必要な要件として公告した要件を備えていること。

2 前項の規定にかかわらず、三条市共同企業体運用基準（平成17年5月1日）に基づいて、特定共同企業体に付すべき工事については、市長が別に定める。

（参加申請書の提出）

第4条 制限付一般競争入札に参加しようとする者は、公告で定める申請期限日までに制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（参加資格審査）

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、これを審査し、入札に参加する資格を有しない者がいる場合には、その者に対し入札期日の3日前までにその旨を通知しなければならない。

（入札参加者名の公表）

第6条 制限付一般競争入札の参加者名は、入札が終了するまで非公開とする。

（入札の中止等）

第7条 市長は、制限付一般競争入札の入札を執行することが適当でないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は延期することができる。

（設計図書の閲覧等）

第8条 対象工事に係る設計書、仕様書及び図面等（以下「設計図書」という。）は、総務部財務課において閲覧又は貸出しに供する。

2 設計図書を閲覧又は貸出しに供する期間は、公告の日から入札期日の前日までとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日の前日までに、合併前の三条市制限付一般競争入札実施要綱(平成14年三条市告示第15号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた手続その他の行為とみなす。

(平成23年7月新潟・福島豪雨災害に伴う入札参加資格の特例措置)

3 三条市制限付一般競争入札実施要綱の一部を改正する要綱(平成23年三条市告示第487号)の施行の日から平成24年3月31日までの入札参加資格については、別表土木一式工事の部Bの項中「7,000,000円以上」とあるのは、「1,300,000円以上」とし、同部Cの項中「5,000,000円以上50,000,000円未満」とあるのは、「1,300,000円以上50,000,000円未満」とする。

附 則(平成18年8月告示第147号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年8月31日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条の規定は、この要綱の施行の日(以下「施行日」という。)以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、施行日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則(平成19年4月告示第89号)

この要綱は、告示の日から施行し、同日以後に公告する制限付一般競争入札から適用する。

附 則(平成21年3月告示第83号)

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の三条市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月告示第487号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の三条市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

附 則（平成24年4月告示第277号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年10月告示第383号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和7年3月告示第117号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（施行期日）

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の三条市制限付一般競争入札実施要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に公告する制限付一般競争入札から適用し、同日前に公告した制限付一般競争入札については、なお従前の例による。

別表（第3条関係）

三条市建設工事業者等級別入札参加資格区分

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
土木一式工事	A	980以上	25,000,000円以上	業者総合評点の上限及び本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。
	B	810以上980未満	7,000,000円以上	
	C	710以上810未満	5,000,000円以上 50,000,000円未満	
	D	710未満	2,000,000円以上	

			15,000,000円未満	
--	--	--	---------------	--

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
建築一式工事	A	800以上	25,000,000円以上	業者総合評点の上限及び本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。
	B	700以上800未満	7,000,000円以上	
	C	650以上700未満	5,000,000円以上 50,000,000円未満	
	D	650未満	2,000,000円以上 15,000,000円未満	

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
電気工事	A	780以上	4,000,000円以上	業者総合評点の上限及び本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。
	B	680以上780未満	2,000,000円以上 35,000,000円未満	
	C	680未満	2,000,000円以上 9,000,000円未満	

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
管工事	A	750以上	4,000,000円以上	業者総合評点の上限及び本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。
	B	650以上750	2,000,000円以上	

		未満	35,000,000円未満	地による制限は、その都度定める。
	C	650未満	2,000,000円以上 9,000,000円未満	

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
舗装工事	A	950以上	2,000,000円以上	業者総合評点の上限及び本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。
	B	950未満	2,000,000円以上	本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。

工種	格付等級	業者総合評点	予定価格範囲	備考
造園工事	—	—	2,000,000円以上	本社、本店又は営業所等の所在地による制限は、その都度定める。

注

- 1 業者の総合評点は、経営事項審査結果通知書で定める総合評点とする。
- 2 上記以外の工種は、市長が別に定める。